

上下水道部欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 17
- 亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示 17

—— 任免及び辞令 ——

市立病院欄

—— 公 告 ——

- 亀岡市立病院職員採用試験の結果 18

告 示

亀岡市告示第176号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

平成29年8月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社
東京都港区東新橋1丁目9番2号
汐留住友ビル25階
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類
寄附金
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
平成29年8月1日から
平成30年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第177号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を私人に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成29年8月1日

亀岡市長 桂川孝裕

4 無効になる日

平成29年8月1日

- 1 委託の相手方の名称及び住所
株式会社さとふる
東京都中央区京橋二丁目2番1号
- 2 委託した収納事務
寄附金の収納事務
- 3 委託事務の取扱期間
平成29年8月1日から
平成30年3月31日

「揭示済」

「揭示済」

亀岡市告示第178号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成29年8月1日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0146-21023

- 1 当該者生年月日
昭和23年9月3日
- 2 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日
平成28年4月1日

亀岡市告示第179号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年8月3日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	決定通知	平成29年度	国民健康保険料	省略	省略
2	決定通知	平成29年度	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	平成29年度 第1期分	国民健康保険料	省略	省略
4	決定通知	平成29年度	国民健康保険料	省略	省略
5	決定通知	平成29年度	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	平成29年度 第1期分	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第180号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年8月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 平成29年度 法人市民税

2 送達を受けるべき者

住 所 省略

名 称 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第181号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年8月9日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

平成29年度市民税・府民税納税通知書

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略

7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第182号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年8月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏 名
1	督促状 平成29年度第1期分 市府民税	省略	省略
2	督促状 平成29年度第1期分 市府民税	省略	省略
3	督促状 平成29年度第1期分 市府民税	省略	省略

- 2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第183号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により南丹都市計画生産緑地地区を変更した。

当該都市計画の図書を同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成29年8月18日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類
生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
亀岡市大井町並河三丁目の一部
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第184号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、平成29年9月4日亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

平成29年8月28日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第185号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成29年8月28日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0503-51100

- 1 当該者生年月日
昭和18年11月5日
- 2 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日
平成28年4月1日
- 4 無効になる日
平成29年8月28日

「揭示済」

亀岡市告示第186号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年8月28日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

固定資産税台帳登録価格等通知書

平成29年度固定資産税・都市計画税賦課額決定通知書

2 送達を受けるべき者

住所 省略

名称 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第187号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において平成29年8月29日から平成29年9月12日まで一般の縦覧に供する。

平成29年8月29日

亀岡市長 桂川孝裕

1 路線番号 11054

2 路線名 並河若宮線

3 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間最小幅員	変更区間延長	備考
		変更区間最大幅員		
亀岡市大井町並河堂又1番1先から 亀岡市大井町並河亀ヶ淵17番1先まで	前	6.50m	286.00m	変更後路線幅員 最小 3.21m 最大 17.00m
		9.00m		
亀岡市大井町並河堂又1番1先から 亀岡市大井町並河亀ヶ淵17番1先まで	後	10.60m	368.00m	変更後路線延長 941.36m
		17.00m		

「揭示済」

亀岡市告示第188号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成29年8月29日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において、平成29年8月29日から平成29年9月12日まで一般の縦覧に供する。

平成29年8月29日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
11054	並河若宮線	亀岡市大井町並河1丁目301番の4先 亀岡市大井町並河若宮筋36番先	941.36m	3.21m ～ 17.00m

「揭示済」

訓令

亀岡市訓令第8号

庁中一般

第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～進行管理実施要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成29年8月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～進行管理実施要綱を廃止する訓令

第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～進行管理実施要綱（平成25年亀岡市訓令第5号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成29年8月1日から施行する。

公 告

亀岡市公告第55号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

平成29年8月9日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 亀岡市大井町並河堂又36の一部、深町2の1の一部、3の一部、南金岐好実根20の1の一部、20の2の一部、蕨田野町太田古実根11の一部、市有地（関連区域）
 亀岡市大井町並河深町3の一部、4の4の一部、南金岐好実根20の1の一部、蕨田野町太田古実根11の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
 寝屋川市高宮1丁目1の4
 株式会社ランド・フリーダム

「揭示済」

亀岡市公告第56号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公

告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

平成29年8月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成29年8月14日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第57号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成29年8月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成29年8月14日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第58号

平成29年亀岡市公告第40号に基づき実施した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成31年4月1日までとする。

平成29年8月17日

亀岡市長 桂川孝裕

(合格者受験番号)

土木I（かめおか・未来・チャレンジ方式）

1001 1002 1004 1006

「揭示済」

亀岡市公告第59号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により亀岡市高野林・小林土地区画整理組合の設立を認可した。

平成29年8月23日

亀岡市長 桂川孝裕

1 組合の名称

亀岡市高野林・小林土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成29年8月23日から
平成34年3月31日まで

3 施行地区の区域

亀岡市千代川町高野林北ノ田、東田、高ノ畑、腰前、小林北ノ田、美都路及び植

<p>田の各一部</p> <p>4 事務所の所在地 亀岡市千代川町小林下戸38番地5</p> <p>5 設立認可の年月日 平成29年8月23日</p> <p>6 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>7 公告の方法 この組合の事務所の掲示板あるいは亀岡市役所に掲示して行う</p> <p style="text-align: right;">「掲示済」</p> <hr/> <p>亀岡市公告第60号</p> <p>亀岡市高野林・小林土地区画整理事業の事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第21条第6項の規定により公衆の縦覧に供する。</p> <p style="text-align: center;">平成29年8月23日</p> <p style="text-align: center;">亀岡市長 桂川孝裕</p> <p>1 縦覧に供する図書 施行地区及び設計の概要を表示する図書</p> <p>2 縦覧期間 土地区画整理法第45条第5項又は同法第103条第4項の公告の日まで</p> <p>3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>4 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市まちづくり推進部都市整備課</p> <p style="text-align: right;">「掲示済」</p>	<p>亀岡市公告第61号</p> <p>亀岡市学校給食用米飯委託業務について、公募型プロポーザル方式により業務実施事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。</p> <p style="text-align: center;">平成29年8月24日</p> <p style="text-align: right;">亀岡市長 桂川孝裕</p> <p>1 業務概要</p> <p>(1) 業務名称 亀岡市学校給食用米飯委託業務</p> <p>(2) 目的 亀岡市立17小学校と義務教育学校（前期）1校及び学校給食センターにおける学校給食用米飯における玄米の調達、精米、炊飯、配缶、配送及び回収等の業務委託</p> <p>(3) 対象校 亀岡市立17小学校と義務教育学校（前期）1校及び学校給食センター</p> <p>(4) 履行期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで 詳細は、亀岡市学校給食用米飯委託業務仕様書参照</p> <p>(5) 業務内容 亀岡産キヌヒカリ1等米100%を通年使用することとし、その調達、精米、炊飯を行い、亀岡市立17小学校と義務教育学校（前期）1校及び学校給食センターにおける学校給食用米飯における玄米の調達、精米、炊飯、配缶、配送及び回収等の業務 詳細は、亀岡市学校給食用米飯委託業務仕様書参照</p> <p>2 その他 詳細は、亀岡市学校給食用米飯委託業務公</p>
--	--

募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第62号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

平成29年8月28日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 亀岡市篠町篠中西裏39の1
 （関連区域）
 亀岡市篠町篠中西裏39の2の一部、
 市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
 亀岡市篠町森山先5の72
 株式会社松下工務店

「揭示済」

任免及び辞令

調 拓 治
 亀岡市休日急病診療所医師に委嘱します

大 西 章 弘

中 村 俊 孝

（各 通）

中 澤 基 行

中 井 康 雄

廣 瀬 一 夫

並 河 杏 奈

亀岡市新火葬場整備検討審議会委員に委嘱します

平成29年8月1日

酒 井 省 五

亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します

任期は平成30年9月4日までとします

平成29年8月3日

桶 谷 守

亀岡市いじめ調査委員会委員の委嘱を解きます

平成29年8月24日

神 月 紀 輔

亀岡市いじめ調査委員会委員に委嘱します

任期は平成29年9月2日までとします

平成29年8月25日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第9号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成28年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年8月31日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 菱田光紀

平成28年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>(1) 会計管理室</p> <p>イ 会計課</p> <p> ガレリアかめおか物産市場施設使用保証金に係る残高確認書交付手数料において、交付手数料の徴収に係る適用条項が適正ではなかった。</p> <p> 亀岡市手数料徴収条例には各種役務に対する手数料が定められている。</p> <p> 手数料の種類及び金額として適正な条項を適用されたい。</p>	<p> 交付手数料の徴収に係る適用条項を亀岡市手数料徴収条例で確認し、適正な条項に訂正した。</p> <p> 今後は、適正な事務処理を徹底する。</p>
<p>(2) 上下水道部</p> <p>ア 総務・経営課、お客様サービス課、水道課（上水道事業会計）</p> <p> 亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金において、指令前着手届に指令前着手を必要とする理由が記載されていないものがあった。</p> <p> 亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付要綱には、緊急その他やむを得ない理由</p>	<p> 指令前着手届の指令前着手を必要とする理由の記載漏れについては、不備を補完し、改善を図った。今後は、亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付要綱に基づき適正な事務処理を行うこととする。</p>

により補助金の交付決定通知を受ける前に工事に着手する場合には、あらかじめ指令前着手届を市長に提出し、承認を得なければならないと規定されている。

事前着手の必要性を判断する項目であり、規定に基づいた適正な事務処理をされたい。

「揭示済」

農業委員会欄

公告

亀岡市農業委員会公告第3号

第63回亀岡市農業委員会総会を下記のとおり公告する。

平成29年8月2日

亀岡市農業委員会
会長 酒井省五

記

- 1 日時
平成29年8月7日（月）
午後1時30分から
- 2 場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所 2階202・203会議室
- 3 議題
 - (1) 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - (2) 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - (3) 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - (4) 平成29年9月農用地利用集積計画（農地中間管理機構）

「揭示済」

亀岡市農業委員会公告第4号

第64回亀岡市農業委員会総会を下記のとおり公告する。

平成29年8月31日

亀岡市農業委員会
会長 酒井省五

記

- 1 日時
平成29年9月5日（火）
午後1時30分から
- 2 場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所 3階302・303会議室
- 3 議題
 - (1) 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - (2) 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第10号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

平成29年8月30日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成29年8月30日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
288	有限会社 広宣工業	代表取締役 古川 智之	滋賀県大津市蓮池 町5番21号

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第11号

亀岡市下水道排水設備指定工事
業者指定の告示

平成29年8月30日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成29年8月30日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
291	有限会社 広宣工業	代表取締役 古川 智之	京都府城陽市寺田 袋尻51-1

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通) 野 田 幸 秀
 飯 田 耕市郎
 亀 井 義 一

亀岡市上下水道事業経営審議会委員の委嘱を解
 きます

(各 通) 法 貴 良 好
 山 内 勇
 中 井 康 雄
 中 村 俊 孝

亀岡市上下水道事業経営審議会委員に委嘱しま
 す

任期は平成30年3月1日までとします

平成29年8月8日

市立病院欄

公 告

亀岡市立病院公告第2号

平成29年7月19日に実施した亀岡市立病
 院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決
 定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告
 する。ただし、登録有効期限については、平成
 30年7月31日までとする。

平成29年8月10日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

(候補者受験番号)

- ・臨床検査技師 検 ー 1
- ・理学療法士 理・作ー 3
- ・看護師 看 ー 1
- 看 ー 3

「揭示済」